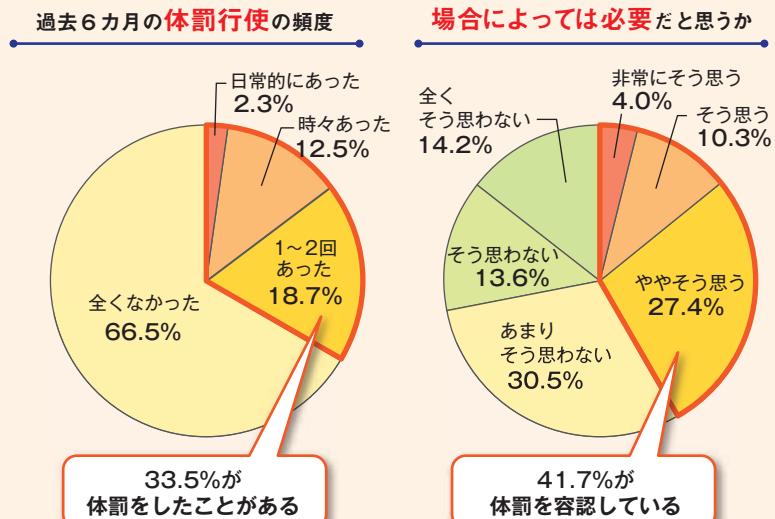


体罰は違法です

改正児童虐待防止法が令和2年4月1日から施行され、親による子どもへの体罰は法律で禁止されています。



(2020年キャンサースキャン(東京)調査による)

保護者が「しつけ」と称して暴力を振るうなどの行為は体罰です。それにより、子どもが死に至るといった重篤な結果につながる事件が全国で続いています。

◆体罰や暴言、虐待が子どもに及ぼす影響

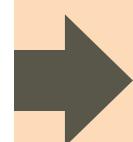
- 言葉の習得や学習の遅れを引き起こす
- 暴力による精神的な後遺症が出る
- 低栄養により栄養失調や低身長・低体重になる、脳の一部が変形する
- 情緒不安定、自己否定感などの症状が出る
- 対人関係のゆがみ、自傷行為、暴力性などが現れる



安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を。

体罰などによらない子育てのための工夫とそのポイント

- 子どもの気持ちや考えに寄り添いましょう
- よいこと、できていることを具体的に褒めましょう
- 「言うことを聞かない」というときは、理由を考えてみましょう
- 子どもの成長・発達に応じたケアを考え対応しましょう
- 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしてみましょう



左のポイントを参考に
子どもと向き合い、
周囲の力を借りながら
子育てをしていきましょう

“虐待かも”と
感じたら

あなたの通告が
子どもの笑顔、
安全、安心を守ります。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いちはやく
189

または

こども家庭課

354-8276



最近よく聞く「ヤングケアラー」とは

- 障害や病気のある家族の身の周りの世話や
入浴・トイレの介助をしたり、家族に代わって家事をしたりしている
- 家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている
- アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している

上記のように、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを
行っている子どもたちのことを「ヤングケアラー」といいます。介護などの負担に
より、子どもの学力や就業機会が制限されるといった影響があり、家庭内の問題
として表面化しにくい点も問題視されています。

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は こども家庭課 ☎354-8276 FAX 354-8061